

仕 様 書

1. 件名

手回し糺摺り機外の購入

2. 購入対象物品数量及び仕様等

別紙のとおり

3. 納入期限

令和8年8月28日

4. 納入場所

別紙のとおり

5. 代金支払

受注者は履行完了後、10日以内に検査職員の検査を受けることとし、これに合格した場合は、発注者に契約代金を請求できるものとし、発注者は受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内（以下（約定期間）という。）に請求額を支払うものとする。

ただし、受理した受注者の支払請求書が不相当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間には算入しないものとする。

6. クロスコンプライアンスについて

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者（受託者）は、物品・役務（委託事業）の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

① エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者（受託者）は、物品（役務）の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

7. その他

- (1) 納入に係わる全ての経費(送料・搬入費用)は本契約に含めること。
- (2) 受注者が物品を納品する場合は、納品日及び納入場所毎に納品書を作成、提出し各納品場所において納品検査を受けるものとする。
- (3) 本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (4) 本仕様書にない事項については、その都度協議し、その指示によること。

